

ERATO

Exploratory Research for Advanced Technology

戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究（ERATO）
研究総括候補の推薦（他薦）の募集
募集要項

2017年8月

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
研究プロジェクト推進部

目 次

1. 戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究 (ERATO) について	1
2. 推薦者及び被推薦者 (研究総括候補) の要件.....	3
3. 推薦方法.....	3
4. 研究総括及び研究領域の採択に至るプロセス.....	4
5. 結果の通知.....	5
6. 問い合わせ先.....	5
7. 参 考.....	6

1. 戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究(ERATO)について

《戦略的創造研究推進事業とは》

◆ 事業の目的

本事業は、国が定めた方針の下で戦略的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく革新的技術のシーズを創出することを目的としています。

◆ 事業の概要

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国（文部科学省）が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括を **JST** が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業には、「**CREST**」（研究総括の運営の下、研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進）、「さきがけ」、「**ACT-I**」（研究総括の運営の下、個人研究者が研究課題を推進）とともに、「**ERATO**」（研究総括が自らの研究構想の実現を目指して研究プロジェクトを指揮）があります。

《ERATOについて》

◆ 目的

科学技術の源流をつくり、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションの創出に貢献。

◆ 概要

戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究（ERATO）は、1981年に発足した創造科学技術推進事業を前身とする歴史あるプログラムです。

ERATOでは、卓越したリーダー（研究総括）のもと、多様なバックグラウンドを持つ若手研究者が結集し、時限的なプロジェクトの中で独創性に富んだ目的基礎研究を実施します。

これまでに130プロジェクトが発足し、ノーベル賞の受賞につながった研究など多くの優れた研究が行われ、新産業を生み出しています。このためERATOの仕組みは海外からも高く評価されています。

主な特徴は以下の通りです。

- 革新的な科学技術の芽あるいは将来の新しい流れを生み出す研究。
- 10～15年後に新たな科学技術分野へと展開し、新産業の創出に貢献。
- 既存の研究の延長線上や大規模化ではない、新たな視点からの挑戦。
- 研究総括と組織を超えた研究員の参加による、「人」を中心とした時限プロジェクト。
- 海外に研究拠点の一部を置くことが可能。

◆ 研究総括

- 研究総括は、プロジェクトの運営を司る総監督であり、研究の構想と計画づくりや構成員の選定など、研究の指揮に係る基本事項の担い手。
- 挑戦的・探索的な研究を行うために、組織や分野領域を超えて集まった優秀な研究員を結集し、研究を実施。
- 戦略目標の達成に向け、CREST・さきがけ・ACT-I領域と適切に連携。

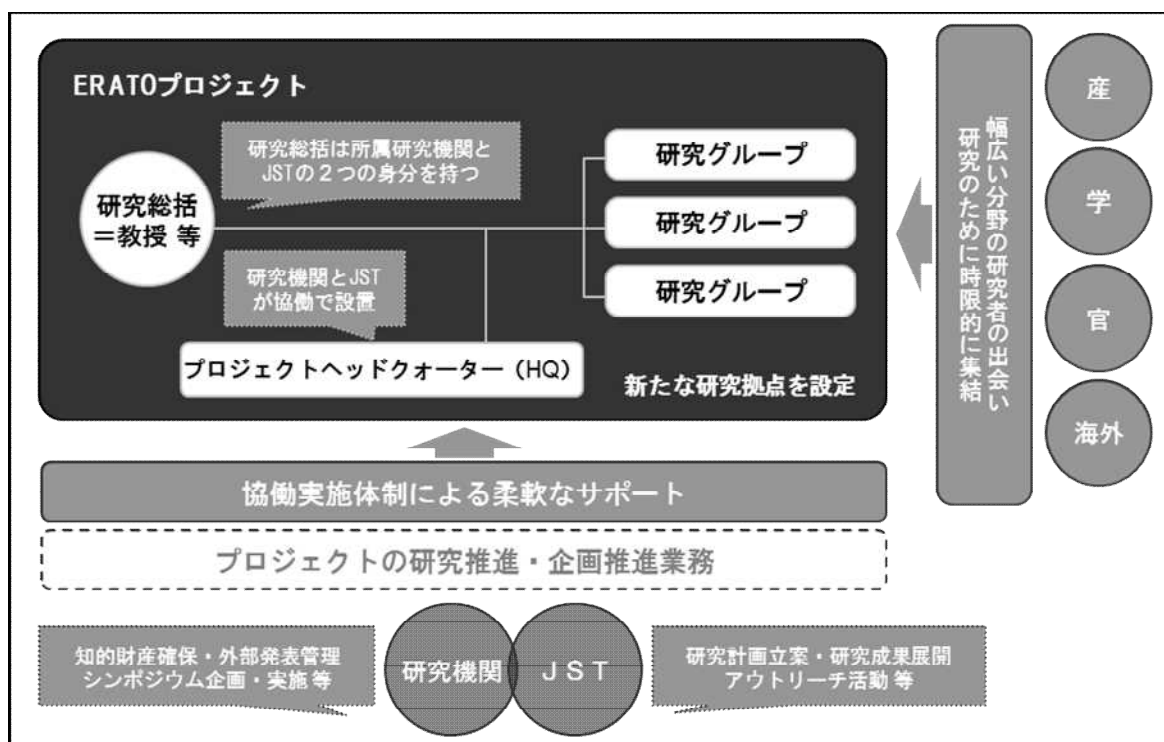
◆ 研究者

「産」「学」「官」「海外」からプロジェクトに最適なメンバーを集結。

◆ 運営体制

研究機関と JST が協働でプロジェクト運営にあたる協働実施体制。

◆ 構成



◆ 実施場所

研究総括の本務（大学等）の既存研究室とは別に、独立した研究実施拠点を開設し、そこに研究人材や研究設備を集めて集中的に研究を推進。

◆ 期間・予算

環境整備期間 0.5 年、プロジェクト実施期間 5.0 年の計 5.5 年。
総額上限 12 億円（直接経費）

◆ その他

全研究期間において、研究プロジェクトの責任者である研究総括自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが求められます（研究総括の国籍は問いません）。

(参考)

ERATO事業についてさらに詳しくお知りになりたい方は、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 <http://www.jst.go.jp/erato>

2. 推薦者及び被推薦者（研究総括候補者）の要件

◆ 推薦者（研究総括候補者を推薦する方）の要件

個人。但し、大学、公的研究機関、民間企業の研究開発部門等で研究開発経験のある方。
なお、下記の点にご注意ください。

- 自薦は不可とします。
- 推薦者1人あたり、原則5名まで推薦できるものとします。
※当該情報は、被推薦者及び選考過程における選考対象者や評価者に開示されることはありません。

◆ 被推薦者（研究総括候補者）の要件

- 研究プロジェクトの指揮を委ねるに相応しい優れた研究者であること
 - グローバル化により、オープンイノベーションが求められる変化の激しい時代にあつて、世界的視野と先見性を有し、変革をリードできる人物か
 - 研究に対する高い独創性、独自の哲学、世界観を有し、かつ、その研究により科学技術イノベーションを創出するための実行力を期待できるか
- 指導力及び洞察力を備え、若手研究者を触発し得る研究者であること
 - 異分野の研究者を取り込み、存分に活躍してもらえようなリーダーシップと幅の広さを持っているか
 - 情熱をもって若手研究者を育成し、その本領を遺憾なく発揮させているか

(参考)

過去及び現在研究進行中のERATOプロジェクトについてさらに詳しくお知りになりたい方は、下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ 現在研究進行中のプロジェクト一覧
【URL】 http://www.jst.go.jp/erato/research_area/ongoing
- ・ 過去のプロジェクト一覧
【URL】 http://www.jst.go.jp/erato/research_area/completed

3. 推薦方法

◆ 推薦方法

下記Webページより、所定の推薦書様式をダウンロードし必要事項を記入のうえメールにてご提出ください。

【URL】 <http://www.jst.go.jp/erato/application>

【提出先アドレス】 [erato-suisen\[at\]jst.go.jp](mailto:erato-suisen[at]jst.go.jp) ※[at]を@に変えてください。

◆ 募集期間

メールによる推薦は年間を通して随時受け付けております。

※平成29年11月30日(木)12:00(正午)までに応募いただいた被推薦者について、平成30年度選考の研究総括候補者の母集団に加える予定です。

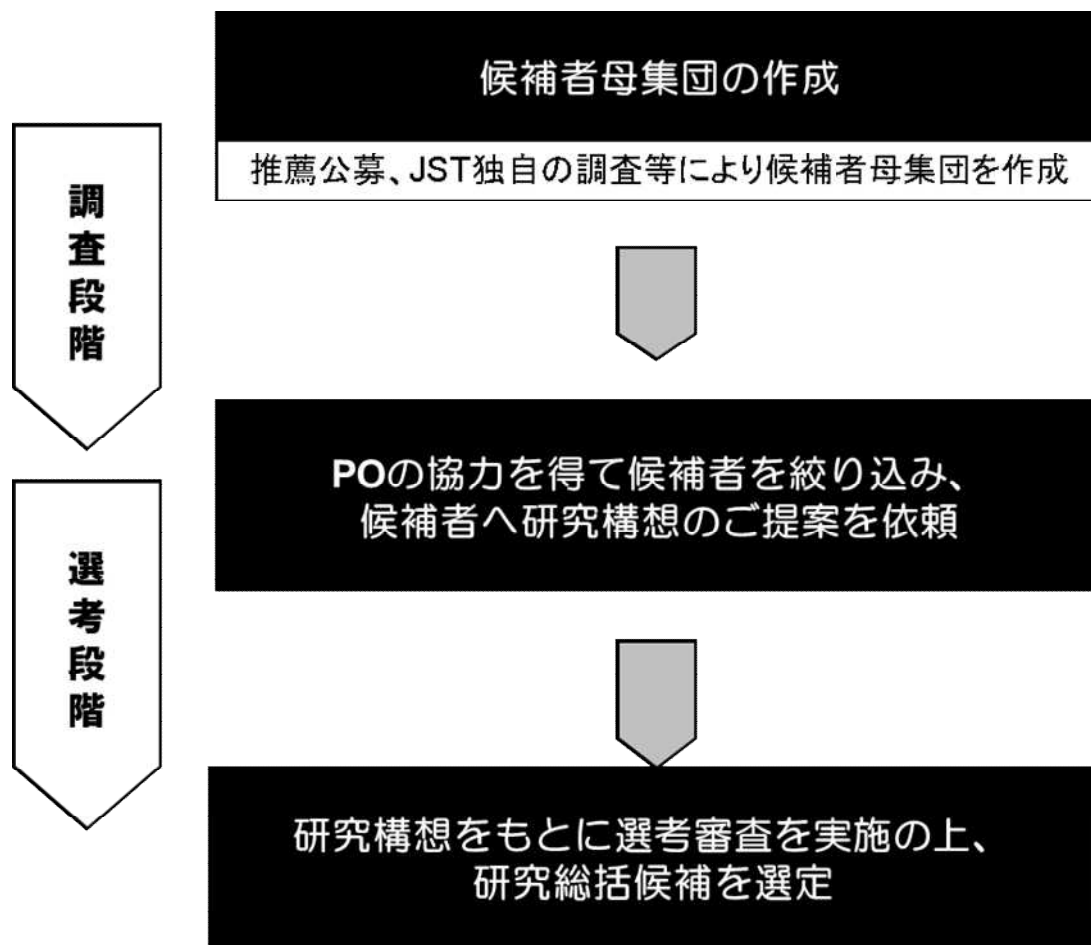
◆ 推薦に係る留意事項

- 推薦書類の受領後の修正は固くお断りいたします。
- 推薦内容に関する秘密は厳守いたします。
- 推薦書類は返却いたしません。

4. 研究総括及び研究領域の採択に至るプロセス

◆ 採択のプロセス

- 本募集によって抽出された被推薦者は、JST 独自の調査による候補者等とあわせて、研究総括候補者の母集団とします。この母集団から、パネルオフィサー（PO）の協力を得て候補者を絞り込みます。
※ERATO では、PO を競争的資金のプログラムオフィサーに位置付けています。
※なお、公平を期すため、PO から候補者を母集団に推薦することはできません。
- 絞り込まれた候補者の方に研究構想のご提案を依頼し、提出いただいた研究構想をもとに選考審査を実施の上、研究総括を選定いたします。



(参考)

パネルオフィサー名簿

【URL】 http://www.jst.go.jp/erato/application/ERATO_PO.pdf

◆ 審査に当たっての主な基準

- 審査にあたっては、研究総括の要件に加えて、下記についても審査項目といたします。
- 革新的な科学技術の芽或いは将来の新しい流れを生み出す可能性のあるものであること。
 - 戦略目標から見て適当なものであること。
 - 適切な研究実施体制、実施規模であること。

5. 結果の通知

- 今回の募集は候補者の母集団を形成するためのものですので、個々の推薦について結果の通知はいたしかねますので予めご了承下さい。
- なお、絞り込みを経て研究構想を提出いただく方につきましては、当機構より直接候補者ご本人に連絡いたします。
- 選考経過及び選考結果については、選考結果の報道発表にてかえさせていただきます。

6. 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

研究プロジェクト推進部 ERATO 担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

Tel : 03-3512-3528 Fax : 03-3222-2068

募集専用 E-mail : erato-suisen[at]jst.go.jp ※[at]を@に変えてください。

《参 考》

被推薦者を含む候補者の絞り込み過程及び研究構想の選考審査並びに採択後において、下記の取扱い等がある場合があります。(なお以下、「研究者」は本事業に研究構想を提案する候補者を、「研究課題」「研究提案」は提案された研究構想を、また「研究機関」は候補者の所属する機関を指すものとします。)

(1) 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

- 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

- 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※①））に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※① 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

（３）研究費の不正使用および不正受給に関する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下の通り厳格に対応します。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※②）の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※③）に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、

不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※②「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※③「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係わる応募制限の対象者	研究費等の不正使用の程度		相等と認められる期間 (※④)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※④ 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

不正使用及び不正受給が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、①当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JSTにおいて原則公表とすることとします。また、②当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)において

は、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(4) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度（※⑤）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 29 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 28 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※⑤現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP をご覧ください。

【HP アドレス】 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）（※⑥）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

※⑥「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記 HP に示された提出方法の詳細とあわせ、下記 HP をご覧ください。）

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

（7）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（※⑦）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行うことがあります。

※⑦「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

（8）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページを御覧ください。）

【HP アドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

（9）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から)(※⑧)	
特定不正行為に関与した者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(※⑧) 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、①当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、②当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 26 年法律第 31 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 83 号)
- ・ ヒト E S 細胞の分配及び使用に関する指針(平成 26 年文部科学省告示第 174 号)
- ・ ヒト E S 細胞の樹立に関する指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成 27 年厚生労働省告示第 344 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成 18 年厚生労働省告示第 425 号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 28 年厚生労働省令第 9 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 28 年法律第 70 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)

- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※⑨）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守して下さい。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※⑨）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(12) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC) (※⑩) では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>) を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>) では、ヒトに関するデータを提供しております。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

- (※⑩) バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

(13) researchmap への登録について

- 戦略的創造研究事業 (ERATO・CREST・さきがけ・ACT-I) では、JST が運営する研究者情報データベース (researchmap) を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配布やイベントの案内などの事業運営で活用します。そのため、採択された研究者の方、共同研究者の方には researchmap への登録が必要となりますので、未登録野方は早めの登録をお勧めします。
researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。researchmap への登録、業績情報等の登録・更新をお願いします。
- researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 29 年 1 月現在、約 25.6 万人の研究者が登録しています。登録したプロフィール情報及び業績情報は、公的機関が運営するサービスとして継続的に安定的な運用を行っており、インターネットを通して公開しております。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。

(14) JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース (JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>) は、国内最大級の研究人材キャリア支援サイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわ

る人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、10 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 16000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

(15) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

<p>「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。) 大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募) http://www.spring8.or.jp/ X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募) http://sacra.xfel.jp/ 大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募) http://is.j-parc.jp/uo/index.html 「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム http://www.hpci-office.jp/</p>
<p>先端研究基盤共用促進事業 ※平成28年度より開始される本事業における情報については、下記URLをご参照ください。 なお、平成27年度で終了した「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」における 情報についても、下記URLをご参照ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/shisetsu/index.htm</p>
<p>ナノテクノロジープラットフォーム http://nanonet.mext.go.jp/</p>
<p>つくばイノベーションアリーナ(TIA) http://tia-nano.jp/</p>
<p>創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点) http://pford.jp/</p>
<p>ナショナルバイオリソースプロジェクト http://www.nbrp.jp/</p>
<p>「きぼう」日本実験棟/国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/</p>

(16) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。
 詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/> をご覧ください。

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子